

# 令和5年度第1回八戸市虐待等防止対策会議

日時：令和5年7月11日（火）14時

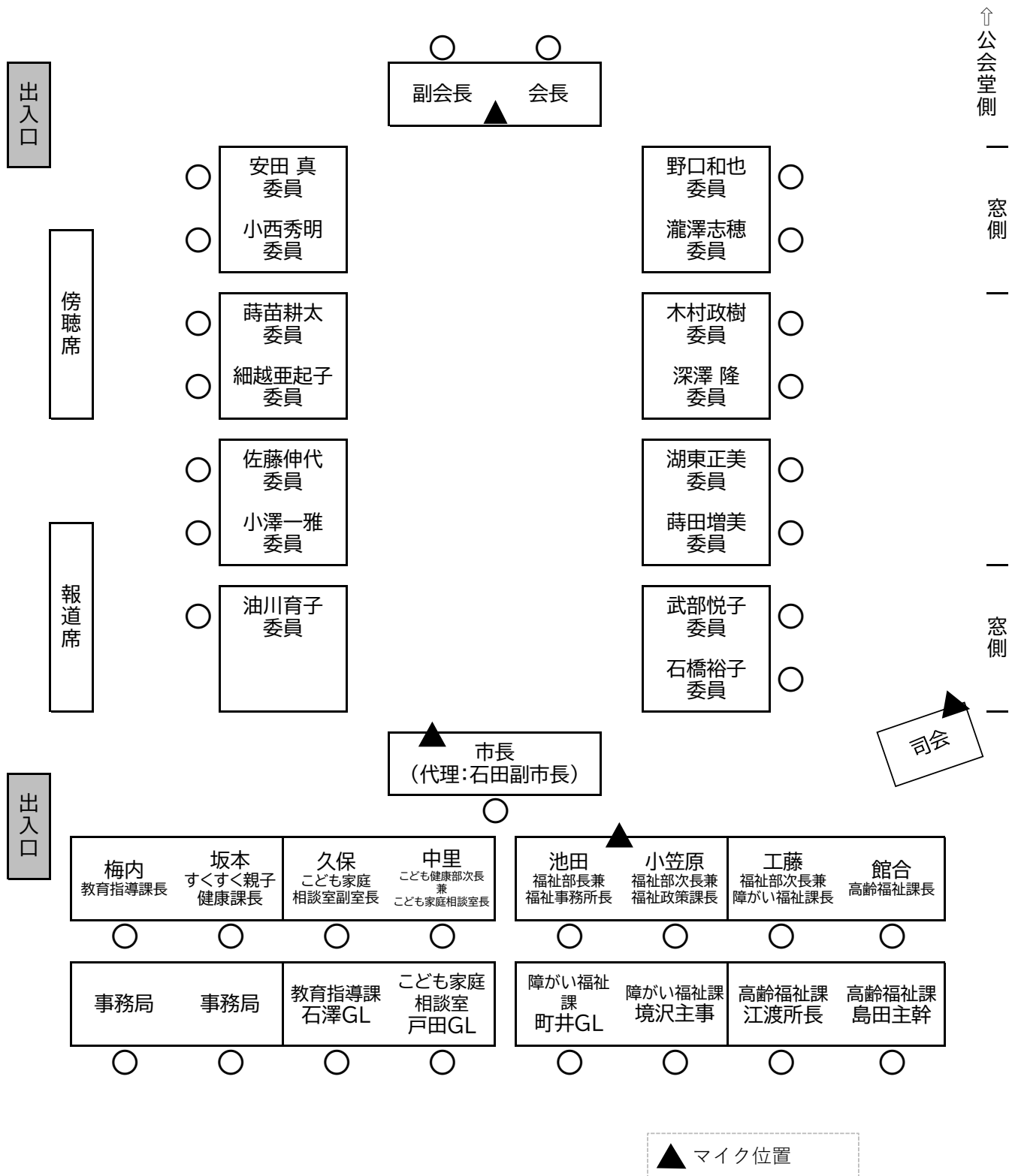
会場：八戸市公民館2階 会議室1・2

## 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 組織会
  - (1) 会長及び副会長選出
  - (2) 会長、副会長あいさつ
- 5 議事
  - (1) 八戸市虐待等防止対策会議の概要について … 資料 1-1～1-3
  - (2) 各課所管の会議について
    - ① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議 … 資料 2-1～2-3
    - ② 八戸市要保護児童対策地域協議会 … 資料 3-1～3-3
    - ③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会 … 資料 4
- 6 閉会

# 令和5年度第1回 八戸市虐待等防止対策会議 席図

日時：令和5年7月11日(火)14時 / 場所：八戸市公民館 2階会議室1・2



## ■第6期 八戸市虐待等防止対策会議・委員名簿

【対策会議委員】

R5.7.1～R7.6.30（2年間）

	区分	所属団体・機関	委員氏名	7/11 出欠
1	学識経験者	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科	のぐち かずや 野口 和也	出
2	保健医療関係者	青森県公認心理師・臨床心理士協会	たきざわ しほ 瀧澤 志穂	出
3		青森県精神保健福祉士協会	きむら まさき 木村 政樹	出
4		一般社団法人 八戸市医師会	ふかさわ たかし 深澤 隆	出
5	福祉関係者	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会	ことう まさみ 湖東 正美	出
6		八戸地区社会福祉施設連絡協議会	まきた ますみ 蒔田 増美	出
7		青森県介護支援専門員協会 八戸支部	たけべ えつこ 武部 悦子	出
8	地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会	いしばし ゆうこ 石橋 裕子	出
9		八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会	やすだ まこと 安田 真	出
10	法曹関係者	青森県弁護士会	こにし ひであき 小西 秀明	出
11	関係行政機関の職員	八戸警察署	まかなえ こうた 蒔苗 耕太	出
12		三八地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室 (青森県八戸児童相談所)	ほそごえ あきこ 細越 亜起子	出
13		三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 (配偶者暴力相談支援センター)	さとう のぶよ 佐藤 伸代	出
14	その他市長が必要と認める者	八戸市保育連合会	おざわ かずまさ 小澤 一雅	出
15		八戸市私立幼稚園協会	あぶらかわ いくこ 油川 育子	出

【庁内関係課】

	部署名	担当分野
1	福祉部 高齢福祉課	高齢者虐待
2	福祉部 障がい福祉課	障がい者虐待
3	こども健康部 保健所 すくすく親子健康課	虐待早期発見
4	こども健康部 こども家庭相談室	児童虐待・DV
5	教育委員会 教育指導課	いじめ

## 八戸市虐待等防止対策会議の概要

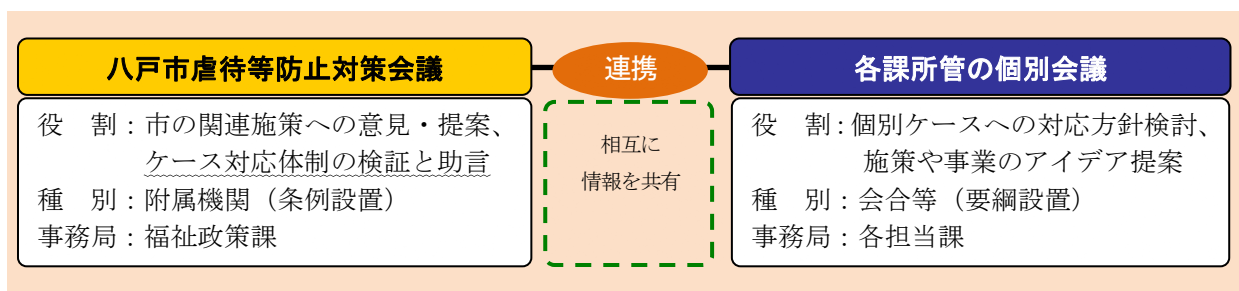
### ■設置目的

虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取り組みについて話し合い、虐待防止策等の充実につなげる。

### ■運用体制

- ・ 対策会議は市の施策及び事業等への意見・提案を行うほか、関係課や各課所管の個別会議における対応状況を全体的に検証し、必要に応じて市に助言する。
- ・ 各個別会議は、会議での状況を対策会議に報告するほか、対応の中から浮かび上がった施策や事業のアイデアを提案する。

⇒ 相互の連携を通じて、虐待等の防止や被害者への支援の実効性を高める。



### ■委員構成

定数：15名

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日（2年間）

規則上の委員構成	委員数	委員の所属
(1) 学識経験者	1	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科
(2) 保健医療関係者	3	青森県公認心理師・臨床心理士協会 青森県精神保健福祉士協会 一般社団法人八戸市医師会
(3) 福祉関係者	3	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会 八戸地区社会福祉施設連絡協議会 青森県介護支援専門員協会 八戸支部
(4) 地域支援関係者	2	八戸市民生委員児童委員協議会 八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会
(5) 法曹関係者	1	青森県弁護士会
(6) 関係行政機関の職員	3	八戸警察署 青森県八戸児童相談所 配偶者暴力相談支援センター
(7) その他市長が必要と認める者	2	八戸市保育連合会 八戸市私立幼稚園協会

### ■令和5年度の開催予定

定例会議（委嘱状交付式を兼ねる）年1回 令和5年7月11日（火）【今回】

また、関係課や各課所管の個別会議から当会議に諮る案件がある時に随時開催する。

※過去の開催回数：令和2・3年度…なし（資料送付のみ）、令和4年度…1回

## ■虐待等防止対策会議の運営形態■

附属機関（条例・規則設置）

## 八戸市虐待等防止対策会議

- ・八戸市虐待等の防止に関する条例に基づき設置
  - ・関係課や、各個別会議における対応状況を全体的に検証し、市に助言または政策等を提言する。
  - ・また、平成 28 年度からいじめ防止対策推進法に基づく、いじめの重大事態に係る再調査機関として位置づけられている。（重大事態が発生し、市長からの再調査指示があった場合のみ諮問される。）
  - ・委員定数 15 名
- 【福祉部 福祉政策課】

対応体制の検証  
必要な助言



対応状況の報告  
施策等の提案



附属機関以外（要領、規則等で設置）

## 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

- ・市が独自に設置する会議。
- ・高齢者や障がい者の支援困難事例（虐待に限らない）について、課題の解決策や支援体制の構築等について検討する。

【福祉部 高齢福祉課、障がい福祉課】

## 八戸市要保護児童対策地域協議会

- ・児童相談所やDV防止センターで対応した虐待事案へのその後の対応や、要保護児童の支援などについて検討する。

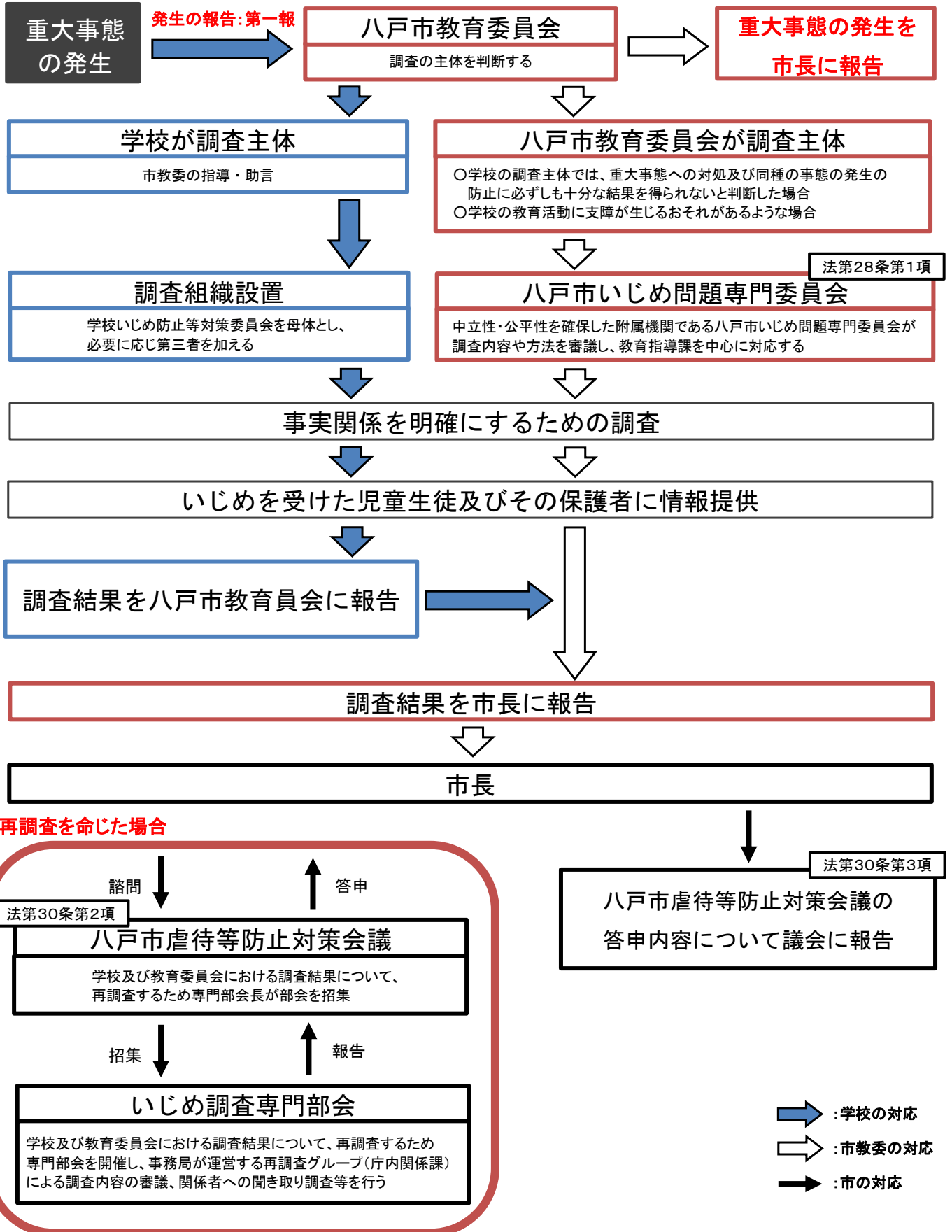
【こども健康部 こども家庭相談室】

## 八戸市いじめ問題対策連絡協議会

- ・八戸市いじめ防止基本方針に基づき設置する組織。
- ・公立小・中学校におけるいじめの防止等のため、関係する機関及び団体と連携を行う。

【教育委員会 教育指導課】

# 「いじめ防止対策推進法」及び「八戸市いじめ防止基本方針」 に基づく重大事態対応フロー図



## 八戸市における高齢者虐待の現状

## 1. 相談受理及び対応体制

市内 12 の日常生活圏域ごとに設置する高齢者支援センターが中心となり、市地域包括支援センター（高齢福祉課内）と連携して、虐待の相談や通報の受付け、事実確認及び高齢者や養護者に対する支援を行う。

## 2. 養護者による虐待の状況（令和 4 年度分は速報値）

## 1) 相談件数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	66	65	91
虐待あり・疑い件数	47	47	83

## 2) 虐待ありの内容

	身体的	心理的	経済的	介護放棄	性的
令和 2 年度	27	26	3	1	0
令和 3 年度	35	20	2	1	0
令和 4 年度	57	40	5	3	0

※重複あり

## 3) 主な相談通報者

令和 2 年度：「警察」「介護支援専門員」「家族・親族」「本人」

令和 3 年度：「警察」「介護支援専門員」「本人」「家族・親族」

令和 4 年度：「警察」「本人」「介護支援専門員」「家族・親族」

## 4) 虐待を受けている高齢者の特徴

性別では「女性」が大半を占め、相談受付時の年齢では、「70 歳代」が約 4 割を占める虐待の要因として、「認知症」「要介護状態」「経済的な問題」「養護者との共依存関係」などが挙げられる。

## 5) 虐待を行った養護者の特徴

高齢者との続柄は主に「息子」「夫」「娘」となっている。

養護者側の虐待の要因は、「介護負担」「精神疾患」「経済的な問題」「性格の偏り」などが挙げられる。

## 八戸市における障がい者虐待の現状

## 1. 相談受理及び対応体制

平成24年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び3箇所の市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

## 2. 養護者・施設従事者等・使用者による虐待

## 1) 相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	7	7	17
虐待認定件数	3	2	5

## 2) 虐待の内容

※相談1件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	放棄放置	性的
令和2年度	5	1	1	1	0
令和3年度	5	2	1	1	0
令和4年度	12	1	4	0	0

※赤字部分：会議後数値訂正

## 3) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

	身体	知的	精神	不明
令和2年度	3	7	2	0
令和3年度	2	2	3	0
令和4年度	3	2	13	0

## 4) 主な相談通報者

令和2年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」  
令和3年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」  
令和4年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」

## 5) 啓発活動

- ・障がい福祉課窓口でのパンフレットの設置
- ・市ホームページでの障害者虐待の周知
- ・集団指導での事業所への周知



## 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の実施状況

## 1. 会議の目的

高齢者及び障がい者に対する虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにするとともに、高齢者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としている。

## 2. 令和 4 年度の開催状況

第 1 回	日時：令和 4 年 6 月 2 日（木） 13：30～15 時 内容：障がい者虐待ケース案件への対応について 参加：5 名
第 2 回	日時：令和 4 年 8 月 4 日（木） 16：30～17 時 内容：障がい者虐待ケース案件への対応について 参加：1 名
第 3 回	日時：令和 5 年 2 月 15 日（木） 15 時～16 時 30 分 内容：高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の概要について 八戸市における虐待の現状及び虐待対応体制について 参加：12 名
第 4 回	日時：令和 5 年 3 月 28 日（火） 17 時～18 時 内容：処遇困難事例への対応方針に関すること 参加：1 名

## 3. 今後の見通し

引き続き、八戸市における高齢者虐待及び障がい者虐待防止に関する取組を推進するために、専門家の意見を聴取する。また、処遇困難事案の検討を通じて専門機関への支援を行う。

## 4. 虐待防止のための取組

## ○高齢者虐待について

高齢者虐待に関する周知啓発を図ることで、防止及び早期発見につなげることを目的に、市民や高齢者福祉施設の職員等を対象に高齢者虐待防止研修会を毎年開催している。

また、市内 12 の日常生活圏域ごとに設置する高齢者支援センターが中心となり、市地域包括支援センター（高齢福祉課内）と連携して、虐待の相談や通報の受け付け、事実確認及び高齢者や養護者に対する支援を行う体制を整備するとともに、虐待の有無の判断及び支援方針の検討等を行うことを目的に進行管理会議を毎月開催している。

## ○障がい者虐待について

調査対象や方法の検討及び虐待の有無の判断にあたっては、コア会議を実施し方針決定を行っている。

虐待防止のための取組みとしては、窓口での障がい者虐待に関するパンフレット配布や市ホームページへ障がい者虐待防止法について掲載し、広く障がい者虐待について周知を図っている。

## 令和 4 年度 八戸市要保護児童対策地域協議会について

### 1 八戸市要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

児童虐待等により保護者に監護させることが不相当であると認められる児童又は保護者のない児童（要保護児童）や保護者の養育を支援することが特に必要な児童（要支援児童）、またはその保護者、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（特定妊婦）等に関して、関係機関で情報交換及び支援内容等について協議を行う「子どもを守る地域ネットワーク」。

会議は、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の 3 層からなる。

設置根拠は、児童福祉法第 25 条第 2 項（努力規定）。

### 2 開催状況

#### （1）代表者会議

開催回数：新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止（7/29 書面会議）

内 容：①八戸市要保護児童対策地域協議会の概要について  
②令和 3 年度八戸市における児童虐待相談の現状について  
③児童虐待防止に関する取組等について

委 員：青森県八戸児童相談所、三戸地方福祉事務所、八戸警察署、八戸市医師会、八戸小学校長会、八戸中学校長会、八戸市保育連合会、八戸市私立幼稚園協会、八戸市民生委員児童委員協議会、八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会、八戸学院大学短期大学部

#### （2）実務者会議

開催回数：12 回

（4/14、5/19、6/24、7/21、8/18、9/22、10/20、11/17、12/19、1/19、2/16、3/16）

ケース数：延べ 555 件

内 容：要保護児童等の現状確認と支援の検討について

出席者：青森県八戸児童相談所、八戸警察署、市教委教育指導課、市教委こども支援センター、市こども未来課、市子育て支援課、市すくすく親子健康課、市保健予防課、市生活福祉課、市高齢福祉課、市障がい福祉課

#### （3）ケース検討会議

検討件数：189 件

内 容：要保護児童等の具体的な支援策について

出席者：青森県八戸児童相談所、病院、学校、保育園、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、市教委こども支援センター、市すくすく親子健康課、市保健予防課、市生活福祉課、市障がい福祉課 など

### 3 まとめ

児童虐待に関しては、相談件数が増加傾向にあり、児童又はその家族に、障がいがある、不登校傾向がある、経済面が厳しいなど複数の課題を抱えていることも多い。

このことから、他機関との連携による重層的な支援や見守りが必要不可欠であり、複数の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の活用は有効である。

## 令和4年度八戸市における児童虐待の現状について

## 1 八戸市が受理した児童虐待相談対応状況

年度	(1) 相談処理 件数	内訳(確認状況)								
		(2)虐待の内容				(3)主な虐待者				
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他
R1	117 件	24	0	73	20	56	0	58	0	3
R2	96 件	24	0	60	12	54	2	37	1	2
R3	113 件	14	0	97	2	76	1	28	2	6
R4	164 件	20	0	104	40	56	9	91	0	8

## 2 全国及び青森県内の児童虐待相談対応件数

## (1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数

年度	全国	青森県	八戸児童相談所	
			八戸児童相談所	八戸市民
R1	193,780	1,620	492	402
R2	205,044	1,749	580	422
R3	207,660	1,693	580	434
R4	-	2,039	574	400

## (2) 主な虐待者(青森県内訳)

年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
R1	722	90	772	7	29	1,620
R2	768	87	864	5	25	1,749
R3	767	94	790	4	38	1,693
R4	969	121	911	6	32	2,039

## 3 児童虐待防止に関する研修

児童虐待防止対策の強化を図るため、令和3年度より八戸圏域連携中枢都市圏事業として、専門職の支援技術習得のための研修会と圏域内の住民への啓発を目的とした研修会を各1回実施。

## (1) 専門職対象

- 開催日・場所: 令和4年10月26日(水) 八戸市総合保健センター
- 研修内容: 「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」
- 講師: 青森中央短期大学 幼児保育学科 講師 天間美由紀 氏
- 参加者数: 31人(うち、八戸市18人)

## (2) 圏域住民対象

- 開催日・場所: 令和4年11月29日(火) 八戸市福祉公民館
- 研修内容: 「ヤングケアラーを知ろう! ~まずは知ること。気づくこと。~」
- 講師: 青森明の星短期大学 子ども福祉未来学科長 最上 和幸氏
- 参加者数: 93人(うち、八戸市73人)

## 令和4年度八戸市におけるDV防止の現状について

### 1 八戸市の女性相談 相談別件数

単位:件(延件数)

相談の種別	人間関係											住居問題	経済関係				医療関係	計		
	夫等			子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力		男女問題	その他	生活困窮	借金・サラ金			求職	その他
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
30年度	74	59	16	13	6	33	4	0	19	1	1	2	15	9	9	4	13	3	40	321
元年度	46	72	13	2	11	43	5	4	20	0	1	0	11	38	10	1	6	8	23	314
2年度	221	85	23	7	5	54	7	5	16	0	3	3	14	47	9	0	9	40	67	615
3年度	213	164	43	8	21	53	7	0	36	0	3	22	10	41	8	32	17	41	116	835
4年度	393	110	19	12	11	94	10	0	19	3	3	0	16	62	12	6	10	42	95	917

### 2 DV相談受付件数

○ 配偶者暴力相談支援センター 及び 八戸市福祉事務所のDV相談受付件数

年度	配偶者暴力相談支援センター			八戸市福祉事務所	市民分合計
	全国	県全体	三八県民局分 (うち八戸市民分)		
30年度	114,481件	882件	74件 (45件)	74件	119件
元年度	119,276件	991件	78件 (34件)	46件	80件
2年度	129,491件	1,070件	107件 (69件)	221件	290件
3年度	122,478件	1,024件	89件 (38件)	213件	251件
4年度	—	1,403件	74件 (32件)	458件	490件

### 3 啓発活動 (児童虐待防止含む)

(1)市庁舎内、女子トイレにカード(DVのみ)の設置

場所: 市庁舎内の女子トイレ4箇所

(2)街頭等でのポケットティッシュ(相談窓口の連絡先明記)配布

実施月: 児童虐待・DV防止月間(11月)

八戸警察署(生活安全課)と合同開催

場所: 市内ショッピングセンター

配布枚数: 約500枚 (イベント及び通年配布分)

(3)八戸市総合保健センター正面ライトアップ(11月)

(4)啓発ちらし配布(民生委員児童委員11月)

(5)広報はちのへ及びはちすく通信ライン等での相談窓口の周知、電子メールによる相談受付

### 4 関連計画及び会議

(1)第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

(2)DV庁内連絡会議の実施(1回) 実施月: 2月

※8月実施予定であった会議については、コロナウイルス感染拡大防止のため中止し書面送付

## 当市におけるいじめ問題の現状について

## 当市におけるいじめ問題の現状

## 1 当市におけるいじめ認知件数（1000人当り）

校種等	小学校			中学校		
	当市	本県	全国	当市	本県	全国
H30	108.0	97.1	66.0	33.2	42.0	29.8
R1	98.3	84.0	75.8	27.8	41.0	32.8
R2	87.9	69.0	66.5	20.7	31.2	24.9
R3	75.3	71.2	79.9	18.3	39.3	30.0
前年度比	-12.6	+2.2	+13.4	-2.4	+8.1	+5.1

全国的に、いじめの認知件数は、令和2年度、大幅な減少となったが、令和3年度は再び増加となった。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより、児童生徒同士の接触機会が増加したためと文部科学省では考察している。

当市においては、小・中学校とも減少を示した。当市は、令和2年度に引き続き、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常の授業におけるグループ活動や、学校行事、部活動など様々な活動の制限が続き、児童生徒の間の物理的な距離が、まだ広がった状態にあったこと、偏見や差別が起きないように、学校において正しい知識や理解を促し、これまで以上に目を配り指導・支援してきたことの現れと考えられる。

## 2 令和3年度 当市における学年別の認知件数（1000人当り）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	全体
小学校	55.0	92.0	83.6	72.3	78.4	71.3	75.3
中学校	31.0	14.7	9.8				18.3

- ・ 全国的に、令和2年度は全学年で前年度より減少していたが、令和3年度は全学年で増加となった。
- ・ 当市は、令和3年度、小学校6年生で増加が見られ、その他の学年は減少した。

### 3 いじめの解消率

	当市	本県	全国
H30	84.7%	83.8%	84.3%
R1	86.6%	84.6%	83.2%
R2	77.0%	79.3%	77.4%
R3	78.7%	80.2%	80.1%

いじめの解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ 1つ目は被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ・ 2つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※全国的に、令和3年度は解消率が増加した。

### 4 令和3年度 いじめの態様（多い順）

- ① 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（小・中）
- ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする（小・中）
- ③ ・仲間はずれ、集団による無視をされる（小）  
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる（中）

### 5 令和3年度 いじめ発見のきっかけ

#### 小学校

	当市	全国
①	アンケート調査 53.0%	アンケート調査 57.8%
②	本人の保護者 15.8%	本人からの訴え 16.4%
③	本人からの訴え 14.9%	本人の保護者 10.3%

#### 中学校

	当市	全国
①	アンケート調査 37.3%	アンケート調査 36.4%
②	本人からの訴え 27.5%	本人からの訴え 26.4%
③	本人の保護者 17.6%	本人の保護者 13.0%

### 6 いじめの発見について（各学校の取組）

- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し、生徒や保護者への周知（学校だよりや学校HP等）
- ・ いじめ問題に関する校内研修の実施
- ・ 教職員による日々の観察（児童生徒との会話や生活記録ノートからの情報収集）
- ・ 保護者や地域住民からの情報収集（参観日、面談、地域学校連携協議会など）
- ・ 相談体制の整備（SC、SSWによる個人面談）
- ・ 定期的なアンケート調査（児童生徒用、保護者用）